令和4年10月27日改定 あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

あきる野市の新型コロナウイルス感染者に関する情報の公表について

市内で新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合、感染者に関する情報については、東京都西多摩保健所等で感染者やご家族、濃厚接触者に対する必要な対応を行っていることを踏まえて、市内における感染拡大の防止を図り、市民の安全で安心な生活を守るために、以下のとおり公表することとします。

なお、この考え方については、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直し を行います。

1 市内の患者数等の公表について

全国一律で発生届の届出方法が見直されたことにより、東京都からの情報を基に、令和4年9月26日分から、新たに発生した「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬や酸素投与が必要な方」「妊婦の方」の患者総数及び年代を発生届報告日ごとに公表します。

また、令和4年9月27日時点から東京都西多摩保健所で把握している療養状況 ごとの患者数を公表します。

2 市職員等及び市施設利用者等の感染が判明した場合の公表について

- (1) 職員等の感染が判明した場合の公表
- ア 職員の感染が判明し、他者への感染の可能性が考えられる期間に市の施設での勤務又は活動が確認された場合には、4に示す公表基準に基づき、必要な範囲で情報を公表します。
- イ 市の委託等により市の施設で勤務又は活動する人員(職員以外)の感染が判明し、他者への感染の可能性が考えられる期間に、市の施設での勤務又は活動が確認された場合には、本人の同意を得るとともに、関係者と協議を行った上で、4に示す公表基準に基づき、必要な範囲で情報を公表します。
- (2) 感染した市民等の施設利用が確認された場合の公表

感染した市民等(市立保育所の園児、市立小・中学校の児童・生徒、市外在住者等を含む)が、他者への感染の可能性が考えられる期間に、市の施設を利用していたことが判明した場合には、本人又は保護者の同意を得るとともに、関係者と協議を行った上で、4に示す公表基準に基づき、必要な範囲で情報を公表します。

(3) 公表に当たっての配慮

公表に当たっては、感染者及び家族などのプライバシーの保護と人権に最大限配慮するとともに、情報を得る市民等に対して、感染者や家族などへの差別や偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることのないよう、良識ある行動を促すことを併せて周知します。

3 市内の事業所において感染者が判明した場合の公表について 感染者に関する情報は、事業所の管理者等へ提供されることになるため、公表に ついては、事業者等の判断となり、市が公表することはありません。

事業者等の独自判断で感染者情報を公表するとの情報を市が得た場合は、個人のプライバシーの保護や人権に配慮し、関係者の同意を得た上で行うよう要請します。ただし、事業者等から市に情報提供があり、感染拡大の防止に必要な場合には、東京都西多摩保健所等と協議の上、市が公表することもあります。

4 市職員等及び市施設利用者等の感染が判明した場合の公表基準について 感染拡大のリスク区分及び施設区分を以下のとおり定めた上で、別表のとおり① 市職員等が感染していた場合と②市施設利用者等が感染していた場合に分けて公 表基準を定めます。

感染拡大のリスク区分

- A 感染者が確認された場合
- B 感染者が複数人確認された場合
- C 感染者が5人以上確認された場合

施設区分

〇公用施設

市役所本庁舎(防災センター含む)、市役所別館、市役所五日市出張所、増戸連絡所、 学校給食センター、消防団詰所

〇公共用施設(指定管理者制度導入施設を除く)

児童館(※)、学童クラブ(※)、あきる野子育てステーションここるの、秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」、中央図書館、東部図書館エル、五日市図書館、中央図書館増戸分室、五日市郷土館、二宮考古館、いきいきセンター、中央公民館(指定管理業務以外)、あきる野ふるさと工房、小宮ふるさと自然体験学校、五日市地域交流センター、五日市会館、菅生交流会館、五日市保健センター、秋川健康会館、コミュニティ会館、学習等供用施設、農業会館

※印の施設については、公表基準の表①②中、「感染拡大のリスク」が「C (大)」の場合、 施設名を「○○児童館」というように個別施設名で表記する。

- 〇市立小·中学校
- 〇市立保育所
- 〇公共用施設(指定管理者制度導入施設)

秋川ファーマーズセンター、秋川渓谷瀬音の湯、秋川渓谷戸倉体験研修センター、 秋川ふれあいセンター、萩野センター・開戸センター・五日市センター、 希望の家・ひばり分室、あきる野ルピア、秋川キララホール、五日市ファインプラザ、 市民プール、秋川体育館、中央公民館(指定管理業務)

【①市職員等の感染が判明した場合の公表基準】

市職員(常勤職員(教職員含む)・再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員・臨時的任用職員・特別職非常勤職員)等が感染していた場合

感染拡大 のリスク	公用施設	公共用施設 (指定管理者制度 導入施設を除く)	市立小・中学校	市立保育所	公表の方法
A (/J\)					公表しない
В (中)	施設名 感染者の陽性判 感染者の人数 消毒など感染拡 休業の予定	ホームページ その他の方法			
C (大)	施設名 部課名 感染者の陽性判 感染者の人数 消毒など感染拡 休業の予定 その他、感染拡	ホームページ 保護者通知(未就 学児、児童・生徒 が利用する施設) その他の方法			

感染拡大のリスク区分

- A 感染者が確認された場合
- B 感染者が複数人確認された場合
- C 感染者が5人以上確認された場合

【②市施設利用者等の感染が判明した場合の公表基準】

市施設利用者(市立保育所の園児、市立小・中学校の児童・生徒、学童クラブ・児童館の児童、その他施設利用者、指定管理業務従事者、施設出入業者)等が感染していた場合

感染拡大 のリスク	公用施設 公共用施設 (指定管理者制 度導入施設を 除く)	公共用施設 (指定管理者制度 導入施設)	市立小・中学校	市立保育所	公表の方法
A (小)					公表しない
В (中)	施設名	施設名	市立学校	市立保育所	
	感染者の陽性判				
	感染者の人数	ホームページ			
	消毒など感染拡	その他の方法			
	休業の予定				
C (大)	個別施設名	施設名	学校名	保育所名	
	部課名		(学年)		ホームページ
	感染者の陽性判	保護者通知(未就			
	感染者の人数	学児、児童・生徒			
	消毒など感染拡	が利用する施設)			
	休業の予定	その他の方法			
	その他、感染拡				

感染拡大のリスク区分

- A 感染者が確認された場合
- B 感染者が複数人確認された場合
- C 感染者が5人以上確認された場合